

ソーシャルディスタンス



新型コロナウイルスの影響で、スポーツやイベントがこれまでとは形を変え、感染拡大防止に配慮しながら実施されるようになりました。

マラソン大会は屋外で行われるものの、選手、スタッフ、応援する人等が集まり、それなりに密となるので大会の実施は難しいだろうと思っていました（ので、ジョギングをだいぶサボっていました）。ところが、いつの間にかオンラインマラソンというやり方が編み出されました。

指定されたランニングアプリに登録し、指定された期間内に指定された距離（コースは自由です）を走って、この結果を運営側に報告すると順位が出るという仕組みです。

11月の大会にエントリーしようと考えていますので、ぼちぼち頑張ろうと思います。

家庭裁判所調査官

裁判所には、裁判官、書記官のほかに家庭裁判所調査官もいます。家裁調査官とか、単に調査官と呼ばれています。

主に離婚の案件で、子の親権に争いがある場合に、どちらが親権者となるのが相応しいかを判断します。判決で親権者を決めるのはあくまで裁判官ですが、裁判官は調査官の意見をほぼそのまま採用します。そこで、調査官の意見書が出れば、判決が出る前であってもどちらが親権者となるか事実上明らかになります。

債務整理の方針

債務整理の処理の仕方は大きく分けて3つあります。1つは、裁判手続を利用しない方法である任意整理です。各債権者と今後の返済条件を交渉して、それぞれ和解を成立させていくやり方です。収入のうちから返済に回すことができる金額との兼ね合いや返済期間で債権者と交渉が決裂すると任意整理での処理ができなくなります。

任意整理での処理が難しい場合、裁判手続を利用する方法として破産と個人再生があり、それぞれメリットとデメリットによって使い分けます。まず、破産のメリットとしては借金が帳消しになりますが、デメリットとしては持ち家を失ったり、免責不許可事由があると借金が帳消しにならない場合があります。代表的な例としてはギャンブルや浪費です。そのような場合には、個人再生を選択することとなります。これは借金を一定金額まで減額し、それを3～5年で返済していくというやり方です。一定金額を返済することと引き換えに、持ち家やギャンブルには目をつむるというイメージでしょうか。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設